

## ○ 委員長報告

1 2 月定例本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

平成 2 8 年 1 2 月定例会

### 農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第 1 点は、T P P 協定についてであります。

このことについて一部の委員から、T P P 協定については、農林水産分野では、県として今後どのように対応していくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県においては、従来から T P P 協定の如何にかかわらず、農林水産業の体質強化が必要とのスタンスで臨んでおり、国の施策の積極的導入はもとより、農林水産業体質強化緊急対策基金を効果的に活用しながら、県単独事業も含めてきめ細かな事業展開に努めているところである。

また、国では、先月末に農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、T P P 対策予算の議論が始まっていることから、今後打ち出される対策についても、導入できるものは積極的に導入するとともに、要望すべきものはしっかりと国に要望しながら、国際競争にも打ち勝っていけるよう、本県農林水産業の体質強化に努めていきたい旨の答弁がありました。

第 2 点は、新規就農者の支援についてであります。

このことについて一部の委員から、国の青年就農給付金制度について、生産者から、地域の担い手となる確実性の高い親元就農者への支援を強化してほしいとの声があるがどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、青年就農給付金制度は、平成 24 年度から開始されているが、この制度は、新規参入者が就農する場合の大きなリスクを少しでも軽減するために支援しようとするものであり、当初は親元就農者は対象外となっていた。しかしながら現在は制度が改正され、親の農業経営を 5 年以内に継承し、かつ新たな作物等を導入するなど、一定の条件を満たせば、親元就農者でも給付対象となっていることから、最大限制度を活用していただけるよう丁寧に対応していきたい旨の答弁がありました。

このことに関連して、一部の委員から、移住対策の一環として、他部局や自

治体等と連携し、制度や要件等をわかりやすく紹介するなど、オール愛媛で取り組んでほしい旨の要望がありました。

第3点は、新ブランド製品の生産出荷見込み等についてであります。

このことについて一部の委員から、新たなブランド产品である愛媛クィーンズフレッシュや愛媛あかね和牛、伊予の媛貴海の今後の生産量見込みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、愛媛クィーンズフレッシュは甘平の最上級品として厳格な基準を設けており、当初は出荷量の1割程度を想定していたが、果実の傷など外観基準のハードルはかなり高い状況にある。このため、みかん研究所等における栽培技術の向上指導やハウス整備への支援を行っているところであり、基準を緩和することは考えていない。

また、愛媛あかね和牛については、黒毛和牛でありながら赤身重視ということで基準に適合する割合が5割程度となっていることから、飼養管理技術の改善を行っており、本年度末頃からの出荷分については、適合率の向上が期待されるほか、繁殖母牛の増頭にも努めながら、将来は県内肉用牛の1割に当たる350頭の出荷を計画している。

伊予の媛貴海については、稚魚を安定的に供給できる生産水槽の整備に着手したところであり、共食いや疾病などの問題を解決しながら、34年度には稚魚8万尾を生産するとともに、生残率を8割程度まで向上させることで、36年度には、6万4,000尾程度の出荷を目指したい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・日本農業遺産
- ・高病原性鳥インフルエンザ対策
- ・青果物の輸出促進

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。